

浜松市公告第129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年2月22日

浜松市長 鈴木 康友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ハードストック浜松早出  
静岡県浜松市中区早出町1682 外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）（仮称）ケーヨーデイツー浜松早出店  
（変更後）（仮称）ハードストック浜松早出
- 3 変更年月日  
平成25年2月20日
- 4 変更する理由  
事業者の変更により、店舗名称を変更するため。
- 5 届出年月日  
平成25年2月21日